

「中華人民共和国刑法修正案（十一）（草案）」に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産運営委員会

意見項目	修正提案	修正理由
<p>十四 刑法第二 百一十九 条</p>	<p>「(三) 秘密保持義務に違反し、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に反して、その保有している営業秘密を<b>開示し、使用し、又は他人にその使用を許諾</b>した場合。</p> <p>前項に掲げる行為であることを明らかに知り又は知り得るにもかかわらず、他人の営業秘密を<b>取得、使用又は開示した者</b>は、営業秘密侵害として処する。」と規定されるうち、</p> <p>(1) 「<b>開示し、使用し、又は他人にその使用を許諾</b>」について「<b>取得、開示、使用又は他人にその使用を許諾</b>」と修正いただくことを要望いたします。</p> <p>(2) 「<b>取得、使用又は開示した者</b>」について「<b>取得、開示、使用又は他人にその使用を許諾した者</b>」と修正いただくことを要望いたします。</p>	<p>本項は(一)又は(二)号と関連する規定です。営業秘密について義務や要求に反して、(一)又は(二)号の行為が行われたことを知り又は知り得るにもかかわらず、その営業秘密について(一)又は(二)号の行為を行うことを対象にしていると思われます。従って、(三)号は、(一)及び(二)号の規定する行為と整合するように規定すべきと考えます。</p>

(以上)